重大違反が遷延する非特定防火対象物に対し告発に至った事例

湖南広域消防局　八幡貴紀

はじめに

湖南広域消防局（以下「当消防局」という。）は、滋賀県民の母なる湖「琵琶湖：Mother Lake」の南部に位置する草津市・守山市・栗東市・野洲市の４市で構成され、管内人口は34.6万人である。１本部５署３出張所を職員344名で運営しており、管内に、防火対象物を11,373棟、危険物施設を989施設有している。

本稿では、当消防局において最も長期にわたり重大違反が遷延していた非特定防火対象物（以下「非特」という。）に対して、消防法に基づく命令を発動し、告発後に是正された事案について、その概要と違反処理の効果について報告する。

なお、本職は救急救命士資格者であり、令和２年４月１日の人事異動により、救急係長から査察担当係長へと衝撃の人事異動を経て、現在まで数多くの違反対象物の是正に取り組んでいる。

湖南広域消防局の予防体制について

当消防局では、平成28年４月１日から違反対象物公表制度の開始を契機に特定用途防火対象物（以下「特対」という。）に対する屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備未設置違反を公表該当違反とし、公表該当違反に対して立入検査結果通知書（以下「結果通知書」という。）、公表通知書及び警告書（以下「３点セット」という。）を同時に交付することを組織決定し運用している。

※「3点セット」の詳細については、当消防局の過去の投稿（参考リンク）をご覧いただきたい。

非特の重大違反については、違反覚知後、当消防局の査察規程に基づき、検査結果通知書を交付後、是正されない場合に警告書を交付することとしており、早期是正に効果をあげている。

事例の紹介

このような状況において、当該防火対象物は違反覚知から20年、警告書交付から18年もの間、全く是正されず、喉につかえた魚の骨のごとく、未是正リストの最上位に君臨していた。

工場全景

⑴防火対象物の概要

建物所有者：Ｓ株式会社 代表取締役A
（昭和38年創業の家族経営企業の二代目）
所在地：滋賀県某市
建物用途：工場（12項イ）
事業内容：合繊編物の加工、生地の販売等
敷地面積：16,603.93㎡
棟数：７棟　※うち５棟が違反対象物

⑵違反対象物

【棟①：工場】
- 用途：工場（12項イ）
- 構造等：鉄骨造（その他構造）２階建て
- 延べ面積：11,078.10㎡

【棟②：倉庫】
- 用途：倉庫（14項）
- 構造等：鉄骨造（その他構造）平屋建て
- 延べ面積：1,054.50㎡

【棟③：事務所】
- 用途：事務所（15項）
- 構造等：鉄骨造（その他構造）２階建て
- 延べ面積：359.92㎡

【棟④：排水処理施設】
- 用途：その他（15項）
- 構造等：鉄筋コンクリート造（その他構造）２階建て
- 延べ面積：87.11㎡

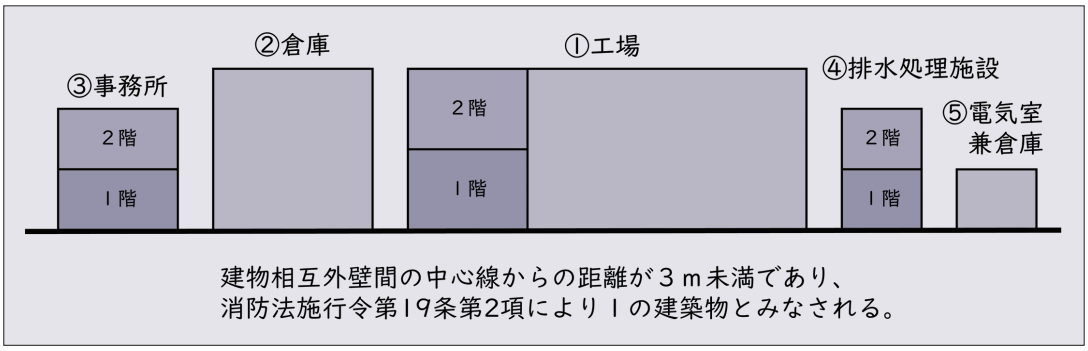

建物立面図

【棟⑤：電気室兼倉庫】

- 用途：倉庫(14項)
- 構造等：鉄骨造(その他構造)平屋建て
- 延べ面積：100.00㎡

⑶主な違反概要

ア．屋内消火栓設備設置義務違反：①

イ．屋外消火栓設備設置義務違反：①、②、③、④、⑤

⑷これまでの経緯

- 平成13年5月24日、立入検査において、棟接続による度重なる延床面積の増床を覚知したことから屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯設備の未設置違反(一部未設置含む。)を指摘。また、火を使用する設備(乾燥設備)の特殊消火設備未設置違反も指摘している。
- 平成15年2月10日、自動火災報知設備未設置に係る警告書を交付
  その後、自動火災報知設備は一部設置されたが未設置の部分も存在し、その後も違反は是正されなかった。
- 平成26年3月14日、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、自動火災報知設備(一部未設置)、誘導灯設備(一部未設置)未設置違反について再度警告書を交付
  その後、継続的に度重なる指導、協議を行った結果、設置に係る計画案は提出されたが計画は実行されず未設置の状態が継続していた。

昭和62年頃に工場新築時の消防検査の際に隣棟との接続を覚知し、屋内消火栓設備の設置を指導していた記録があり、過去に別棟で確認申請をされた棟が、消防検査時には接続されているということを繰り返し、現在の延床面積まで膨れ上がったようであった。

しかし、当時の当消防局は、是正指導及び行政処分に向けた組織的に一貫した対応を実施する体制ではなく、当該対象物に対して「粘り強い指導」を継続し、人事異動で担当者が変わると、今までの指導が振出しに戻るなどといったことを繰り返していた。

なお、当該対象物の現在の所有者であるAは、家族経営企業の二代目であり、先代の頃から二度警告書を交付しているが“消防の指導が行き過ぎている”との投書を市長宛に行うなどの経過もあり、「のらりくらりやっていれば問題ない」と考えているのではないかと感じられた。

⑸立入検査の状況と結果

本職が当該対象物の立入検査を実施したのは令和3年6月、当時、査察担当として1年を経過し、違反是正の重要性をおぼろ気ながら分かり始めてきた頃であった。当該対象物は違反覚知の時から20年が経ち警告後一切違反是正に向けた進展がないため、違反処理へ移行する覚悟を固め、命令書交付に向けた調査を兼ねた立入検査に出向した。

工場内へ入ると、広大な敷地に、いかにも増改築を繰り返したと思われる古い継ぎ接ぎだらけの工場棟が広がっており、ガレージには、黒塗りの国産高級車が2台停められていた。工場の担当者に今までの経過と、今後、交付予定である命令

書について説明を行った後、立入検査（違反調査）に移行した。Aとも顔を合わせたが、立入検査には積極的かつ協力的で、警告書を交付されている事業所とは思えない丁寧な対応であった。

違反調査の内容は、最新図面との照合、消防用設備等の設置状況、火を使用する設備及び危険物の取扱の状況、有無窓判定、棟の相互間距離など多岐にわたり、また、実況見分調書や質問調書を作成する必要もあった。

新型コロナウイルスが猛威を振るっていた頃であり、実施できない期間もあったが、令和３年11月までに計４回の立入検査を行い、何とか全ての調査を終了することができた。

⑹命令書の交付

令和４年１月28日、結果通知書と共に、命令書をAに直接交付する。交付は会社の事務所会議室で実施、受領書に押印を得て、教示については口頭で読み上げも行った。

また、建物への標識も抵抗を受けることなく設置でき、広大な建物の出入口に、計12枚の標識を設置した。

命令の履行期限は約６か月後の令和４年７月11日とし、命令内容は右上の命令書のとおりである。

なお、当消防局では、命令書の交付に併せて法令違反改善状況（計画）回答書（以下「回答書」という。）の提出を求めているが、回答書の提出期限は令和４年２月11日とした。

⑺命令後の動き

回答書が提出されたことからAに電話で確認したところ、是正方法は動力消防ポンプ設備を代替設備として設置し、水源を設けることで対応するとのこと。電話で詳細な設置個数や方法まで質問されたが、水源の水量は動力消防ポンプ設備の規格放水量で変わるため、その場で即答せず、設備業者と協議した上で改めて来庁するように依頼した。

今回は是正されると思っていた矢先、令和４年４月頃からに当行政組合の管理者等に対して、Aから投書があった。「①命令書の記載事項に、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備を動力消防ポンプ設備等で代替できる旨が記載されていない件（消防法施行令第11条第４項並びに第19条第４項の代替設置に関すること）について、瑕疵のある命令になるのではないか。②動力消防ポンプ設備等の設備について電話での問い合わせに対し、設備業者と来庁するように案内した件について、消防署と消防設備業者との関係はどうなっているのか」という２点について見解を問うものであった。

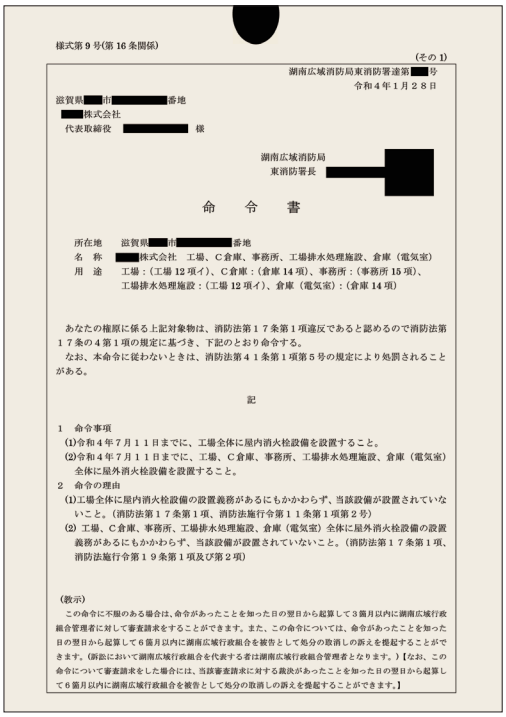

様式第９号(第16条関係)

(その1)

湖南広域消防局東消防署達第[redacted]号

令和４年１月２８日

滋賀県[redacted]市[redacted]番地

[redacted]株式会社

代表取締役 [redacted] 様

湖南広域消防局

東消防署長 [redacted]

命　令　書

所在地　滋賀県[redacted]市[redacted]番地

名　称　[redacted]株式会社　工場、Ｃ倉庫、事務所、工場排水処理施設、倉庫（電気室）

用　途　工場：(工場12項イ)、Ｃ倉庫：(倉庫14項)、事務所：(事務所15項)、工場排水処理施設：(工場12項イ)、倉庫（電気室）：(倉庫14項)

あなたの権原に係る上記対象物は、消防法第１７条第１項違反であると認めるので消防法第１７条の４第１項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わないときは、消防法第４１条第１項第５号の規定により処罰されることがある。

記

１　命令事項

⑴令和４年７月１１日までに、工場全体に屋内消火栓設備を設置すること。

⑵令和４年７月１１日までに、工場、Ｃ倉庫、事務所、工場排水処理施設、倉庫（電気室）全体に屋外消火栓設備を設置すること。

２　命令の理由

⑴工場全体に屋内消火栓設備の設置義務があるにもかかわらず、当該設備が設置されていないこと。（消防法第１７条第１項、消防法施行令第１１条第１項第２号）

⑵ 工場、Ｃ倉庫、事務所、工場排水処理施設、倉庫（電気室）全体に屋外消火栓設備の設置義務があるにもかかわらず、当該設備が設置されていないこと。（消防法第１７条第１項、消防法施行令第１９条第１項及び第２項）

(教示)

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に湖南広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に湖南広域行政組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において湖南広域行政組合を代表する者は湖南広域行政組合管理者となります。)【なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に湖南広域行政組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。】

命令書

当消防局としては大変困惑すると同時に、またいつもの投書作戦が実行され、是正される見込みが薄いと判断し、告発の準備に取り掛かることとなる。

⑻命令期限の到来からの動き

- 令和４年７月11日、命令期限が到来
- 令和４年７月12日、名あて人に対し、手渡しにて催告書を交付
- 令和４年７月15日、命令違反の確定と、告発を視野に入れた違反調査を実施

動力消防ポンプは発注段階で、水源については業者に依頼しているとの報告を受けた。

非特の命令に係る標識設置

- 令和４年７月20日、当行政組合の管理者に対して、設置命令についての審査請求
  審査請求は行政処分の取消を求めたもので、その理由として命令書への代替設置に関する事項の不記載が行政行為の瑕疵にあたると主張していた。
- 令和４年８月９日、審査請求が期間経過後であるため却下される。

以上のように、改修する意思は感じられず、消防局としては告発をもって対処するしかないと判断した。

- 令和５年１月25日、所轄警察署に告発のための事前説明と必要書類の確認
  告発における当消防局の考え方は、「事前相談」ではなく「事前説明」というスタンスであり、消防部局が告発すべきと判断したのであれば、決して告発をあきらめることはない。

※当消防局の告発に関する考え方については、当消防局の過去の投稿（参考リンク）をご覧いただきたい。

告発書類一式、消防基本六法、解説資料等を預けた上で、後日正式に提出することを伝えたところ、当消防局において告発事案は２例目ということもあり、担当警察官からも二つ返事で了承していただけた。

- 令和５年２月10日、正式に告発書を提出し、受理された。

⑼告発後の動き

- 令和５年９月21日、所轄警察署の要請により、捜査協力

協力内容は、図面の再確認と設備未設置状況の確認であった。

捜査日早朝からA家宅の家宅捜索が行われ、Aは警察車両で工場へ任意同行、工場で家宅捜索が実施された。

なお、Aと我々消防職員は、直接接触する機会はなかったが、警察官に対しても“消防が、動力消防ポンプを設置すれば、屋内消火栓設備と屋外消火栓設備の代替が可能な旨を教えてくれていたら、すぐに是正することができたのに”などと供述しているとのことであった。

この供述を踏まえて、代替設置に関するAの認識について警察から説明を求められた。①消防の指導履歴によると、平成17年頃、動力消防ポンプの代替設置を指導し、その際水源について協議を行っている、②命令後にAが提出した回答書においても動力消防ポンプを代替設置すると記されていた、③その後も継続して動力消防ポンプ設置に向けて指導を行っている、以上３点から、代替設置により消防法令違反が解消されることをAは十分に認識していると回答した。

その後本職は、Aが所有する防火対象物に対する命令を受けた後にもかかわらず、会社の取組み等を伝える経済番組に、地元の優良企業として出演しているのを目にした。

番組キャスターは“創業から60年近く、一度も赤字に転落したことがない。社長によると、先代からとことん効率化を進めてきた。そういうところも永く操業できる秘訣なのではないでしょうか？”と番組を締めくくっており、大変驚くこととなる。

命令前の質問聴取時に「“経営上難しい状況で、資金をためていくのが困難な状況です”と供述していたではないか！」と。

非特であろうとなかろうと火災は関係なく発生しており、そこで働く従業員や建物利用者、火災出動した我々消防職員の命を容赦なく奪おうとし、大規模な火災においては長時間の活動を強いられることとなる。付近住民の安全を脅かし、安寧な社会生活に影響を与えてしまうのだ。

私は、救急隊として出動した際には、必ずと

言っていいほど搬送先の病院で家族から感謝され、救命処置で命が助かった時には、「あなたは命の恩人です」と手を握られたこともある。しかし、査察担当者は、「金使うことばっかり言いやがって！」と罵られる。そんな査察担当が一時期嫌で仕方がなかった。しかし今はそうではない。火災による被害を最小限にできるとともに、法令を遵守している真の優良企業（正直者）から感謝されていると感じているからである。もし、私と同じように自らの処遇に悲観している消防職員がいるのであれば、「そうではない！」と伝えたい。自らの仕事に自信と誇りを感じてほしい。

⑽違反の是正と処分決定

家宅捜索以降、即時に是正に向けた動きがあった。

違反是正までの経過及び処分結果は次のとおりである。

- 令和５年９月26日、動力消防ポンプ設備の設置に係る着工届が提出された。
- 令和５年11月７日、同設備に係る設置届を受理する。
- 令和５年11月27日、同設備の完成検査を実施する（放水圧が維持できず検査は不合格）。
- 令和５年12月21日、所轄警察から検察へ書類送検されたとの連絡を受ける。
- 令和６年３月６日、起訴処分を求める上申書を提出
  当消防局では過去に、是正をしたことを理由に不起訴となった事案があり、今回の事案についても命令違反が解消されたという理由で不起訴となる可能性が拭えないことから、担当検察官に対し消防署長名で起訴処分を求める上申書を提出する。
- 令和６年３月７日、同設備に係る再検査を実施
  本件命令事項に係る違反は是正となる。
- 令和６年３月18日、担当区検察庁より処分通知書が通知
  法人、私人共に起訴処分が決定。
  その後、法人に30万円、個人に30万円の罰金刑が確定。

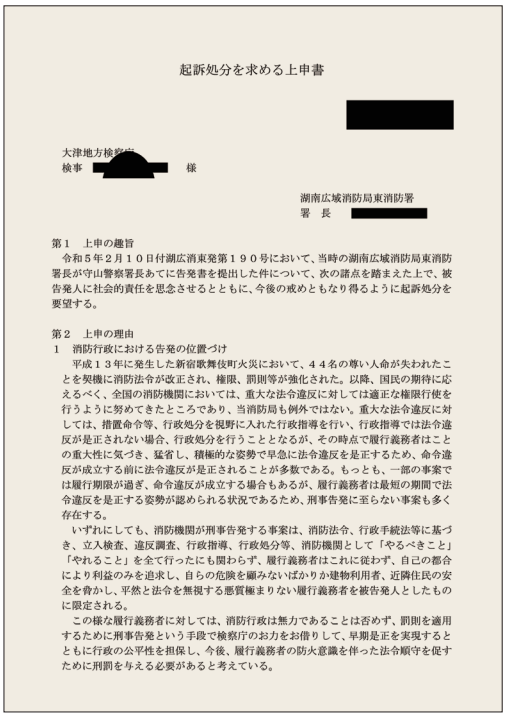

起訴処分を求める上申書

[redacted]

大津地方検察庁
検事 [redacted] 様

湖南広域消防局東消防署
署　長 [redacted]

第１　上申の趣旨
令和５年２月１０日付湖広消東発第１９０号において、当時の湖南広域消防局東消防署長が守山警察署長あてに告発書を提出した件について、次の諸点を踏まえた上で、被告発人に社会的責任を思念させるとともに、今後の戒めともなり得るように起訴処分を要望する。

第２　上申の理由
１　消防行政における告発の位置づけ
平成１３年に発生した新宿歌舞伎町火災において、４４名の尊い人命が失われたことを契機に消防法令が改正され、権限、罰則等が強化された。以降、国民の期待に応えるべく、全国の消防機関においては、重大な法令違反に対しては適正な権限行使を行うように努めてきたところであり、当消防局も例外ではない。重大な法令違反に対しては、措置命令等、行政処分を視野に入れた行政指導を行い、行政指導では法令違反が是正されない場合、行政処分を行うこととなるが、その時点で履行義務者はことの重大性に気づき、猛省し、積極的な姿勢で早急に法令違反を是正するため、命令違反が成立する前に法令違反が是正されることが多数である。もっとも、一部の事案では履行期限が過ぎ、命令違反が成立する場合もあるが、履行義務者は最短の期間で法令違反を是正する姿勢が認められる状況であるため、刑事告発に至らない事案も多く存在する。
いずれにしても、消防機関が刑事告発する事案は、消防法令、行政手続法等に基づき、立入検査、違反調査、行政指導、行政処分等、消防機関として「やるべきこと」「やれること」を全て行ったにも関わらず、履行義務者はこれに従わず、自己の都合により利益のみを追求し、自らの危険を顧みないばかりか建物利用者、近隣住民の安全を脅かし、平然と法令を無視する悪質極まりない履行義務者を被告発人としたものに限定される。
この様な履行義務者に対しては、消防行政は無力であることは否めず、罰則を適用するために刑事告発という手段で検察庁のお力をお借りして、早期是正を実現するとともに行政の公平性を担保し、今後、履行義務者の防火意識を伴った法令順守を促すために刑罰を与える必要があると考えている。

起訴処分を求める上申書

事例を振り返って

当該事案では告発に踏み切ったことで重大違反は是正された。

しかし、当消防局の管内には未だ、当該対象物以外の消防用設備等の未設置違反や一部未設置違反、防火管理等の未届違反が残っている。

時代はもう令和であり、コンプライアンスが重視される世相である。多くの企業が不祥事や法令違反に対する説明責任を問われ、マスコミをはじめ、SNS等でもその言行が晒されている。一方、我々消防も例外ではなく、長期間において「粘り強い指導」と称し、行政処分に踏み込まず、実質的に違反対象物を放置し続けるのであれば、その事実に対し説明責任を問われることも考えられる。従来の「粘り強い指導」からの脱却が迫られていることを認識しなければならない。

最後に

平成25年から順次始まった違反公表制度に伴い、特対における違反処理体制は全国的にみても飛躍的に推進された。しかしその反面、非特

の重大違反については手をこまねいている消防本部も多いと聞く。

本来、防火対象物において消防法令に規制されている事項を遵守しない者には特対、非特にかかわらず、行政指導により自発的に遵守させること、あるいは、行政処分により強制的に遵守させることが法の前提であり、これにより消防法の目的である公共の安全が実現できる。しかし、全ての消防法違反に対して、一律に対応することは困難であることから、人命危険等を考慮し、優先順位に基づき対応しているのが現状である。これが、特対の重大違反については違反公表制度により早期に公表を行い違反処理に移行している一方で、非特は後回しになっている原因である。

長期間熟成された違反は、本事例のように徹底的に戦わなければ是正を勝ち取れないような強敵である可能性が高く、「粘り強い指導」が長ければ長いほど苦戦を強いられる可能性がある。そうならないために、非特に対しても「早期是正」を目指し、違反処理への舵を切らなければならず、本事例を教訓に、全国の違反処理、とりわけ非特の重大違反に対する違反処理を推進していただきたいと切に願うところである。

【参考リンク】
- 本誌 2020年2月号「消防法違反にかかる告発の受理の壁」
- 本誌 2021年4月号「３点セット（結果通知書、公表通知書、警告書）の即時交付～警告書の意義～」
- 本誌 2021年5月号「３点セット（結果通知書、公表通知書、警告書）の即時交付『実践編』」

管内（栗東市）から琵琶湖と比叡山を望む